

令和 8 年 8 月 2 0 日 開 会

第 7 9 4 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

参 考 資 料

議案第 1 号	1 頁
報告第 1 号	7 頁

議案第一号 参考資料

むつ市教育委員会
教育長 阿 部 謙 一 様

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 山 本 知 也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請書

このことについて、文化財保護法第 1 2 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和 4 5 年 1 1 月 1 1 日
3. 所 在 地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
近年、むつ市に生息するニホンザルの個体群の大部分は農地や集落周辺に定着状態であり、捕獲を含めた多様な対策を講じているものの、農作物被害及び人的被害・人家侵入被害等は依然として発生しているところである。
また、遊動域の拡大化により、今まで農地や集落周辺に出没しなかった個体群においても、近年では、人里への出没が見られ、早急な被害対策が求められている。
さらに、群れの分裂化が相次ぎ、発信器が装着されていない個体群の出没や過去に取り付けた発信器の耐久年数が経過し、発信していないものもあり、被害対策を行なうにあたって、非常に困難である。
このことから、むつ市内に生息する 3 5 群の出没状況に応じ 2 頭ずつ、計 7 0 頭（別紙参照）の範囲内で首輪型発信器（LT-01S）又は G P S 発信器（GLT-02）を装着し、ニホンザルの追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等の生態の実態を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。

1 0 . 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲にあたっては、箱わなにより行なうものとし、ニホンザルの群れを追跡しながら安全に十分配慮し、天候と場所を見計らって実施する。

この方法により、群れの出没状況に応じ、70頭の範囲内で発信器を装着して元の群れに放獣する。

1 1 . 現状変更等により生ずべき物件の滅失、若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

箱わなによる捕獲については、天候及び場所を選び、安全を確認しながら実施し、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

発信器に関しては、首輪式とし、近年著しく改善され実用化されているものを使用することから天然記念物に対する影響はないものである。

1 2 . 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 許可の日から

終 了 令和9年8月31日

1 3 . 現状変更等に係わる地域の番地

青森県むつ市（別添、地形図のとおり）

1 4 . 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

- ・ [redacted] 蒲 裕 喜
(むつ市農林水産部農林畜産課主任・わな猟免許保持者)
- ・ [redacted] 相 内 一 彦
(むつ市農林水産部農林畜産課主任・わな猟免許保持者)
- ・ [redacted] 加 藤 恵 哉
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者)
- ・ [redacted] 藤 江 正 春
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者))
- ・ [redacted] 柴 田 隼
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者))
- ・ [redacted] 近 藤 涉
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿公苑管理人)
- ・ [redacted] 日 隅 雅 晃
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)
- ・ [redacted] 石 川 彰
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)
- ・ [redacted] 富 岡 伸 司
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)
- ・ [redacted] 橋 本 政 敏
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)
- ・ [redacted] 坂 本 幸 喜
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

- ・  山 崎 秀 春
(NPO法人北限の野生動物保護管理センター理事・向精神薬試験研究施設設置者「北限のニホンザルネットワーク」)

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 むつ市生息個体群発信器リスト(令和8年度)
- 2 ニホンザル一時捕獲区域(脇野沢・川内町・大畑町・むつ)
- 3 捕獲した動物に装着する首輪型発信器及びGPS発信器の仕様書
- 4 捕獲に用いる箱わな及び大型囲いわなの仕様書
- 5 わな猟狩猟免許状
- 6 向精神薬試験研究施設設置者登録書
- 7 ニホンザル捕獲記録

むつ市に生息するニホンザルの個体群・個体数（令和8年度）

◎ むつ市内の住宅地・耕作地周辺へ通年出没する群れ又は出没する恐れのある群れ

No.	地区名	群れ名	個体数	遊 動 域	発信器
1	脇野沢	A87－A群	71 頭＋ α	脇野沢九艘泊～寄浪～田ノ頭周辺	○
2		A87－B群	46 頭＋ α	脇野沢ガンケ山～九艘泊周辺	○
3		○1－A群	44 頭＋ α	脇野沢源藤城～口広周辺	○
4		○1－B群	52 頭＋ α	脇野沢武士泊～源藤城周辺	
5		○2－A1群	59 頭＋ α	脇野沢海峡ライン周辺	
6		○2－A2群	40 頭＋ α	脇野沢海峡ライン周辺	
7		○2－B群	29 頭＋ α	脇野沢細間沢～七引園地周辺	○
8		A2－84A群	29 頭＋ α	脇野沢寄浪～七引～松ヶ崎周辺	○
9		A2－84B群	15 頭＋ α	脇野沢蛸田～瀬野川目周辺	○
10		A2－84C群	9 頭＋ α	脇野沢九艘泊～蛸田周辺	
11	川 内	A2－85群	18 頭＋ α	脇野沢七引～川内町宿野部周辺	○
12		M2－B1群	24 頭＋ α	川内町湯野川開拓周辺	○
13		M2－B2群	26 頭＋ α	川内町家ノ辺－川内町湯野川周辺	○
14		Ab1	59 頭＋ α	川内町銀杏木～下小倉平周辺	○
15		Ab2	11 頭＋ α	川内町安部城周辺	○
16		男川の群れ	27 頭＋ α	川内町男川中流～宿野部周辺	○
17	大 畑	I2－A1群	21 頭＋ α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道周辺	
18		I2－A2群	10 頭＋ α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道周辺	
19		I3－A群	76 頭＋ α	風間浦村易国間八森沢～大畑町大畑川西股沢周辺	
20		Ka群	86 頭＋ α	大畑町大畑川烏沢周辺	
21		Ko1－A群	48 頭＋ α	大畑町恐山公園線薬研側ゲート～ゴネ沢～曾古部川周辺	
22		Ko1－B群	17 頭＋ α	大畑町釜ノ沢～高橋川周辺	
23		Ko2－A群	57 頭＋ α	大畑町関根橋～関根周辺	○
24		Ko2－B群	36 頭＋ α	大畑町湯坂下～関根周辺	○
25		三太郎川の群れ	37 頭＋ α	高梨川目～大畑町正津川林道八滝沢周辺	
26		上狄川の群れ	43 頭＋ α	大畑町大畑川上狄川周辺	
27		M2－A2群	36 頭＋ α	大畑町仁助沢～近藤川周辺	
28		M2－A3群	77 頭＋ α	大畑町大畑川新右衛門川周辺	
29		階子沢の群れ	27 頭＋ α	大畑町階子沢～上狄沢母沢周辺	
30		囲沢の群れ	37 頭＋ α	大畑町大畑川赤滝周辺	
31	む つ	S1－A群	23 頭＋ α	宮後～松森町～大湊浜町周辺	○
32		S1－B群	32 頭＋ α	名子～宮後～松山周辺	○
33		S2群	24 頭＋ α	奥薬研～恐山～桜木町周辺	
34		Os1群	63 頭＋ α	恐山～城ヶ沢周辺	
35		Os2群	35 頭＋ α	奥薬研～恐山～桜木町周辺	
合 計		35 群	1,344 頭＋ α	令和7年度 35群1,385頭＋ α	

調査機関：青森県

令和7年度(2025年度) 下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書の個体数から令和8年2月1日から令和8年3月31日までの捕獲数を除いた数値

報告第一号 参考資料

む 教 生 第 116 号
令和 8 年 7 月 29 日

むつ市長 山本 知也 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更
(捕獲)の許可について(通知)

令和 8 年 6 月 24 日付け、む農林第 159 号で進達依頼のあった現状変更
について、別紙のとおり文化庁より許可されましたので伝達します。

なお、実施にあたり条件が付されており、また事業終了後は、文化庁長
官宛てに結果を示す写真等を添えた終了報告を提出する必要がありますの
で、遺漏のないよう御留意ください。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司

TEL: 0175-31-1188

Fax: 0175-24-1912

Mail: morita_kenji@city.mutsu.lg.jp

青教文第 5 4 1 号
令和 8 年 7 月 2 3 日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更
(捕獲) について (通知)

令和 8 年 6 月 2 9 日付けむ教生第 1 1 6 号で進達のあった現状変更について、別添
のとおり許可されたのでお知らせします。

ついては、申請者に伝達していただくとともに、実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官宛て）を提出
させ、本職に進達願います。

【担当】文化財保護課文化財グループ 北風総括主幹
TEL:017-734-9920/FAX:017-734-8280
e-mail:kuniyasu_kitakaze@pref.aomori.lg.jp

むつ市長

令和 8 年 6 月 2 4 日付けで申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可します。

ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和 8 年 7 月 1 7 日

文化庁長官 伊 藤 学 司

記

- 1 捕獲の対象地域は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- 2 実施にあたっては、青森県教育委員会の指示を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

